

議第1号

大垣都市計画道路の変更について

(岐阜県決定)

令和4年12月12日提出

岐阜県都市計画審議会

会長 高木 朗義

都政第202号の2

岐阜県都市計画審議会

大垣都市計画道路を次のように変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により諮問します。

令和4年11月18日

岐阜県

上記代表者 岐阜県知事 古田 肇

## 大垣都市計画道路の変更（岐阜県決定）

都市計画道路中 3・4・405号更屋敷新屋敷線を 3・6・405号西保新屋敷線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	備考
幹線街路	3・6・405	西保新屋敷線	神戸町大字南方字屋敷	神戸町大字下宮字村内		約 2,050m	地表式	2車線	9.75m	養老鉄道養老線と平面交差1ヶ所 幹線街路と平面交差2ヶ所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変更理由

（3・6・405号西保新屋敷線）

社会経済情勢の変化に対応した道路網に再構築する都市計画道路の見直しにより、位置及び幅員を変更するとともに、車線数を決定するものである。

## 大垣都市計画道路の変更に関する補足説明

### 1 変更内容

名称		変更内容
番号	路線名	
3・6・405	西保新屋敷線	<ul style="list-style-type: none"><li>○名称の変更<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3・4・405 号更屋敷新屋敷線 → 3・6・405 号西保新屋敷線</li></ul></li><li>○位置の変更<ul style="list-style-type: none"><li>・ 起点 神戸町大字更屋敷字河間池 → 神戸町大字南方字屋敷</li></ul></li><li>○区域の変更<ul style="list-style-type: none"><li>・ 延長 L=2,840m → L=2,050m (廃止区間 L=790m)</li><li>・ 幅員の変更 W=16m → W=9.75m (L=2,050m)</li></ul></li><li>○車線数の決定<ul style="list-style-type: none"><li>・ 2車線</li></ul></li></ul>

1-4

2 関係機関との協議 神戸町

3 縦覧期間 令和4年10月3日 ～ 令和4年10月17日

4 意見書の提出 なし

## 理 由 書

神戸町では大垣都市計画区域マスタープランに基づき、社会経済情勢の変化を考慮しつつ必要性を検証し、適時適切な見直しを行うこととし、将来の都市像を踏まえた上で、必要性や合理性などから総合的な評価を行い、将来交通需要予測も踏まえたうえで都市計画道路の見直し検討を進め、令和元年5月に「神戸町道路網見直し基本方針」を策定・公表するなどしてきた。

この度、この見直し方針等に基づき、次のとおり都市計画の変更を行うものである。

### 【都市計画道路3・6・405号西保新屋敷線】

(変更前：3・4・405号更屋敷新屋敷線)

(変更区間：全区間 約2,840m)

(都)更屋敷新屋敷線は、神戸町大字更屋敷字河間池を起点とし、神戸町大字下宮字村内を終点とする延長約2,840mの都市計画道路として昭和49年に都市計画決定したものである。

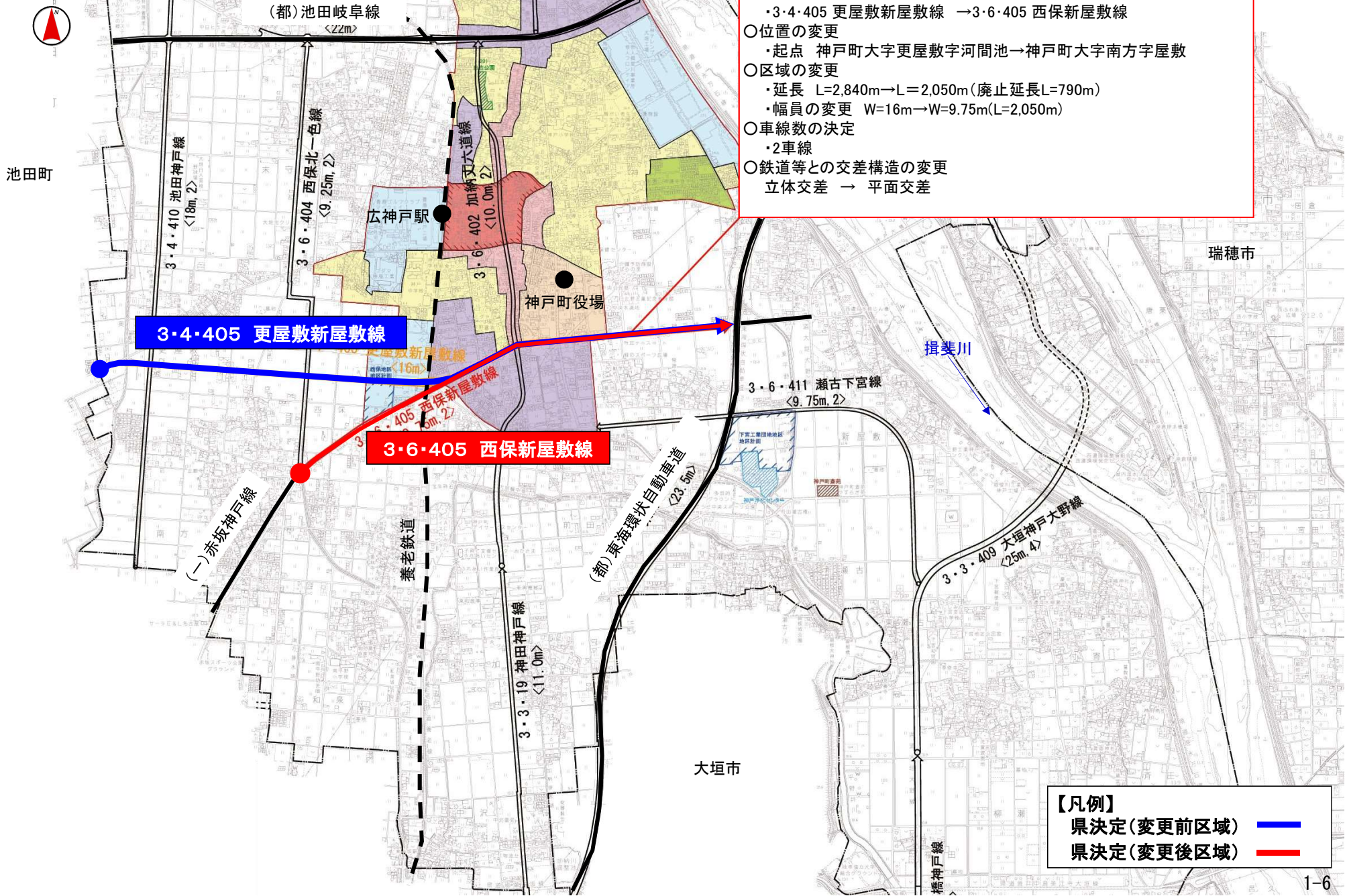
本路線は、神戸町中心部の東西交通を処理するとともに神戸町以西にアクセスする幹線道路として計画された路線であるが、養老鉄道交差部以西において未整備となっている。現在本路線の北側には(都)池田岐阜線が、南側には県道赤坂神戸線が整備されており今回、都市計画道路見直し検討を行った結果、起点から養老鉄道交差部までの未整備区間については、将来自動車交通量の減少により、周辺道路も含めた現在の道路網で交通処理が可能であることから、路線の一部区間を廃止する。これに伴い起点位置を町道北一色南方1号線と県道赤坂神戸線との交差部(神戸町大字南方字屋敷)に変更し、名称を3・6・405号西保新屋敷線に変更するものである。

養老鉄道との交差部については、決定当時、高度経済成長期の社会情勢の中で当該区域の通過交通を円滑に処理できるよう立体交差する構造として計画していたが、現在の養老鉄道養老線の運行状況は決定当時と比較して4割程度となり交通への影響は減少していることから、沿線の土地利用等を勘案し、鉄道との交差構造を立体交差から平面交差に変更するものである。

本路線は、人口増加による交通量増加を見据えて両側歩道にて計画された路線であるが、社会情勢の変化による人口減少から、歩行者の通行が少なく、片側歩道の横断構成で交通機能を果たせることから、計画幅員16mを幅員9.75mに変更する。

さらに、今回の変更にあわせて、新たに車線数を2車線と定めるものである。

# 大垣都市計画区域総括図（神戸町）



- 3・6・405 西保新屋敷線
- 名称の変更
    - ・3・4・405 更屋敷新屋敷線 → 3・6・405 西保新屋敷線
  - 位置の変更
    - ・起点 神戸町大字更屋敷字河間池 → 神戸町大字南方字屋敷
  - 区域の変更
    - ・延長 L=2,840m → L=2,050m (廃止延長L=790m)
    - ・幅員の変更 W=16m → W=9.75m (L=2,050m)
  - 車線数の決定
    - ・2車線
  - 鉄道等との交差構造の変更
    - 立体交差 → 平面交差

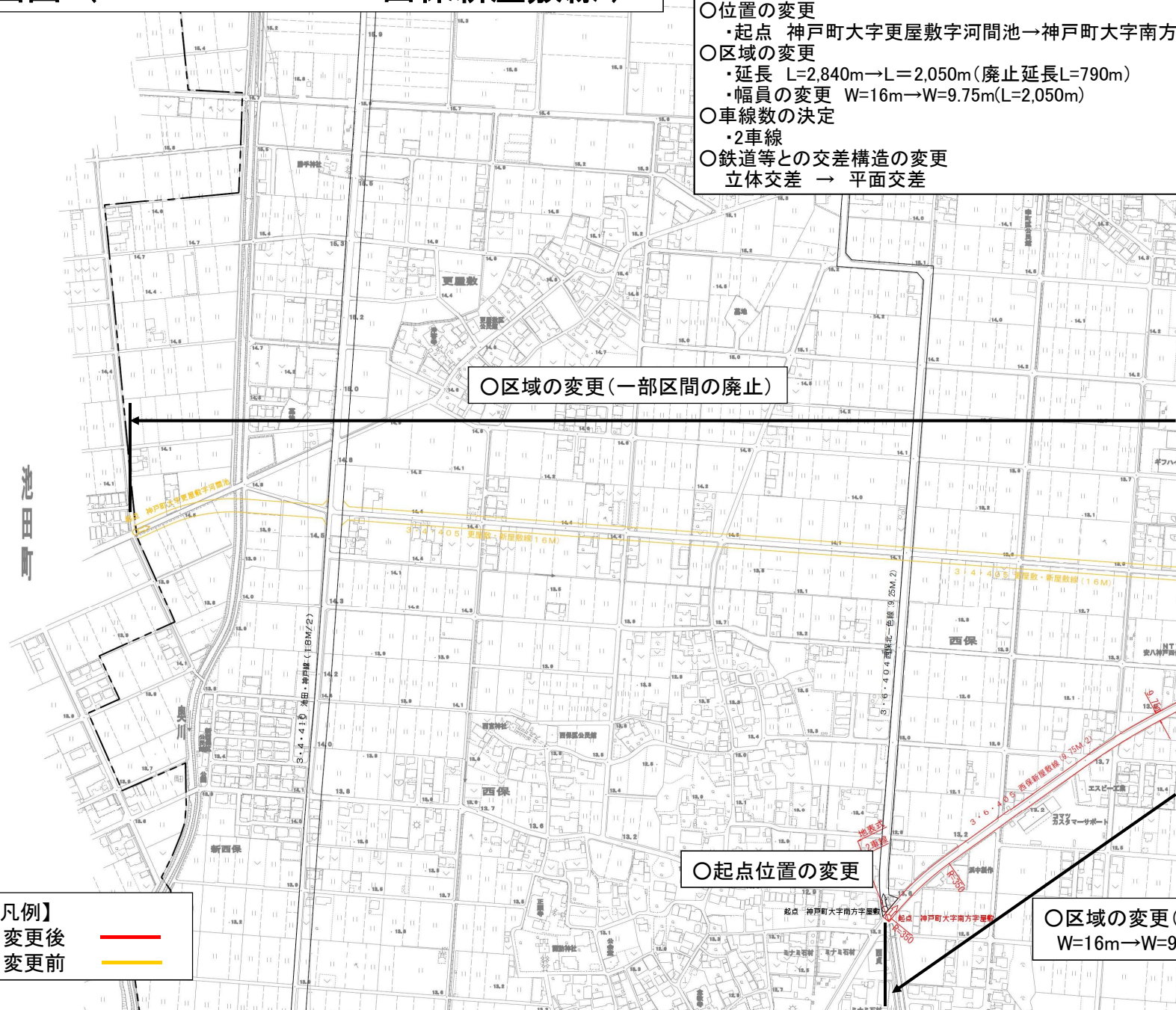
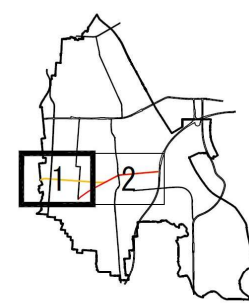
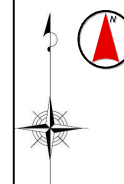
**【凡例】**  
 県決定(変更前区域) —  
 県決定(変更後区域) —



# 計画図 ( 3・6・405 西保新屋敷線 )

## 3・6・405 西保新屋敷線

- 名称の変更
  - ・3・4・405 更屋敷新屋敷線 →3・6・405 西保新屋敷線
- 位置の変更
  - ・起点 神戸町大字更屋敷字河間池→神戸町大字南方字屋敷
- 区域の変更
  - ・延長 L=2,840m→L=2,050m(廃止延長L=790m)
  - ・幅員の変更 W=16m→W=9.75m(L=2,050m)
- 車線数の決定
  - ・2車線
- 鉄道等との交差構造の変更
  - 立体交差 → 平面交差



○区域の変更(一部区間の廃止)

○起点位置の変更

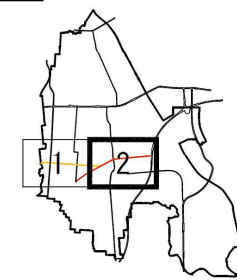
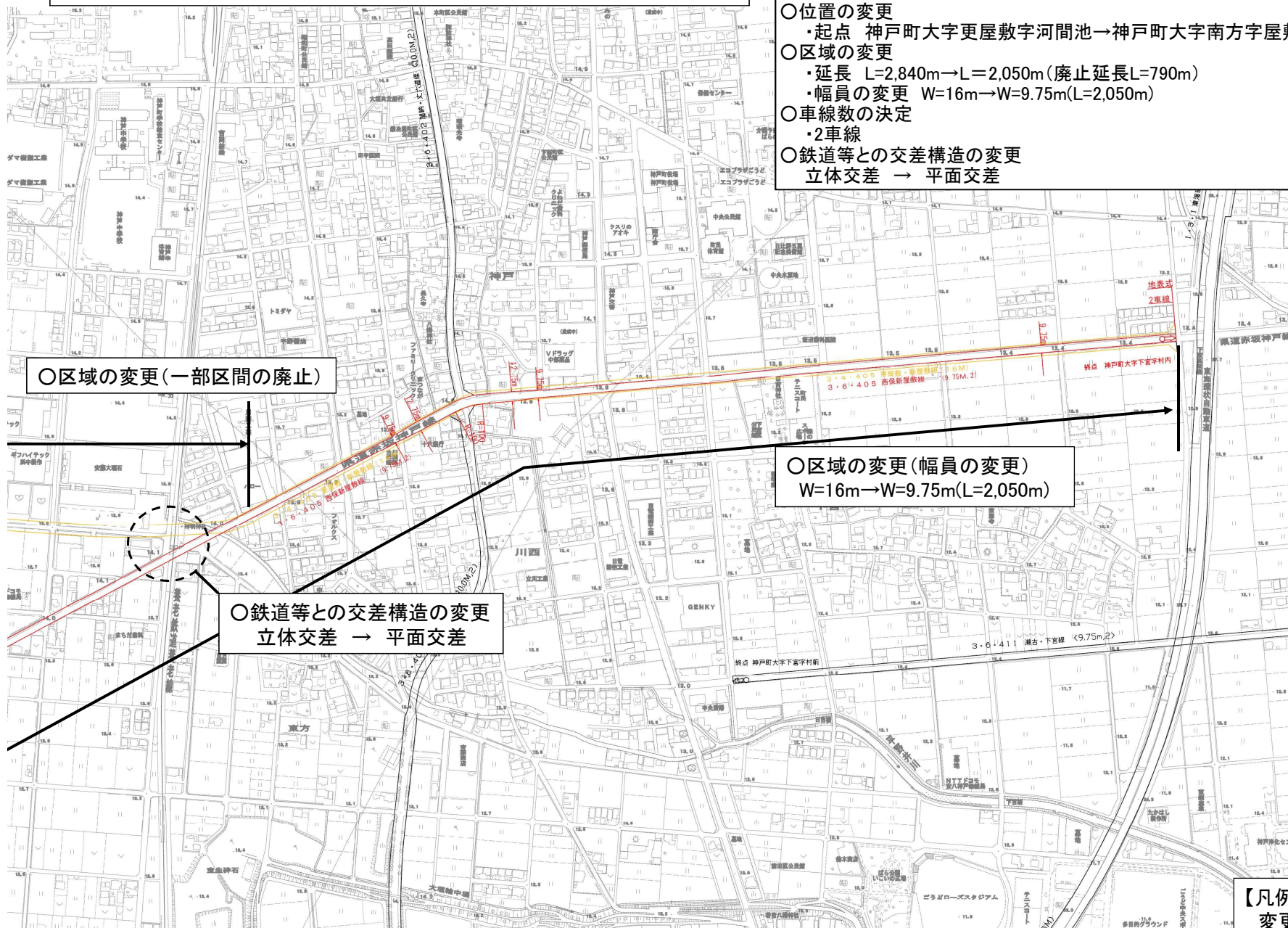
○区域の変更(幅員の変更)  
W=16m→W=9.75m(L=2,050m)

【凡例】  
 変更後 ———— (Red line)  
 変更前 ———— (Yellow line)



# 計画図 ( 3・6・405 西保新屋敷線 )

- 3・6・405 西保新屋敷線
- 名称の変更
  - ・3・4・405 更屋敷新屋敷線 →3・6・405 西保新屋敷線
- 位置の変更
  - ・起点 神戸町大字更屋敷字河間池→神戸町大字南方屋敷
- 区域の変更
  - ・延長 L=2,840m→L=2,050m(廃止延長L=790m)
  - ・幅員の変更 W=16m→W=9.75m(L=2,050m)
- 車線数の決定
  - ・2車線
- 鉄道等との交差構造の変更
  - 立体交差 → 平面交差



○区域の変更(一部区間の廃止)

○区域の変更(幅員の変更)  
W=16m→W=9.75m(L=2,050m)

○鉄道等との交差構造の変更  
立体交差 → 平面交差

【凡例】

変更後	<span style="color: red;">—</span>
変更前	<span style="color: yellow;">—</span>